平成２７年（フ）第４８４号
北九州市小倉北区板櫃町15番15号（ハイツローレル208）
破産者　内藤小百合（旧姓中川原）
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１４９４号
名古屋市西区香呑町４丁目65番地　中村ハイツ第５　503号
破産者　竹内　克豊
1　破産債権の届出期間　平成28年７月26日まで
2　一般調査期日　平成28年８月23日午前11時
平成28年７月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７３２号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７番10―206号
破産者　加藤　勝広
1　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午後２時
平成28年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５号
長崎県佐世保市新行江町817番地101号（開始決定時及び住民票上の住所　長崎県長崎市葉山１丁目44番15号）、旧住所長崎県長崎市高城台１丁目27番11号
破産者　川口　　朗
1　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月30日午前10時
平成28年７月４日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
長崎県長崎市花丘町９番12号　フラワーヒル501
破産者　草野　生治
1　破産債権の届出期間　平成28年８月９日まで
2　一般調査期日　平成28年９月30日午前10時15分
平成28年７月５日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２０号
大阪府八尾市東山本新町８丁目13番16―303号
破産者　中山製作所こと　中山　和儀
1　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
2　一般調査期日　平成28年10月３日午後２時30分
平成28年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７８４号
東京都新宿区西新宿７丁目19番５号
破産者　株式会社ウェイ
1　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午前10時
平成28年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１号
岐阜県高山市赤保木町1164―１特別養護老人ホームこころの丘高山　（住民票上の住所岐阜県高山市天性寺町18番地５）
破産者　川上　俊一
1　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
2　一般調査期日　平成28年10月３日午後１時30分
平成28年７月４日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
大阪市城東区古市１丁目５番２―110号
破産者　アローム今福店こと　伊藤　雅敏
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月29日午後２時30分
平成28年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２号
新潟県長岡市今朝白２丁目４番36号
破産者　宮島　秀二
1　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
2　一般調査期日　平成28年10月３日午後１時30分
平成28年７月４日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０１９号
東京都板橋区西台２丁目34番５号
清算株式会社　株式会社三洋運輸
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第９号
さいたま市大宮区宮町１丁目40番地
清算株式会社　株式会社ニコニコ堂楽器店
代表清算人　石井　秀夫
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社において、配当可能な資産がなく無配となったことを確認する。
2　清算株式会社は、各協定債権者が有する各協定債権並びに各協定債権額に対する利息及び遅延損害金の総額につき、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第４５号
埼玉県狭山市笹井２丁目26番５号
再生債務者　玉城　孝史
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第４９号
埼玉県入間市大字仏子1663番地８
再生債務者　橋元　　弘
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第５３号
埼玉県所沢市元町16番11号
再生債務者　飯野　未來
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２６号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ｂ―110
再生債務者　松岡　雅也
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月８日から平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第４７号
埼玉県所沢市小手指町３丁目２番地の３　エステート小手指408
再生債務者　中道　将善
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月８日から平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第５６号
埼玉県川越市新宿町５丁目16番地６（新宿ハイツ101号室）
再生債務者　高木　明光
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月８日から平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部